

東日本大震災から間もなく10年が経とうとしています。先月13日には、あの日を思い起こさせる大きな余震がありました。会員の皆さま、周りの方々含め被害はなかったでしょうか？余震は今後10年続くとも言われています。改めて気持ちを引き締め、しっかり備えておかななくてはなりませんね。



■株式会社防災センター訴訟の経過報告

1月26日(火)11時30分から、株式会社防災センターに対する不当勧誘等差止請求訴訟の最終弁論期日が開催されました。

前回の期日以降、裁判所を含め、和解についての話し合いももたれましたが、当事者間での合意は難しく、和解は不成立となりました。

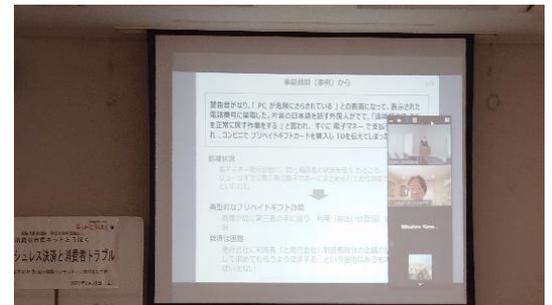
当団体と防災センターがそれぞれ最終準備書面に基づいて主張を行い、審理は終了となりました。判決期日は3月23日(火)13時15分からです。

■講演会を開催しました

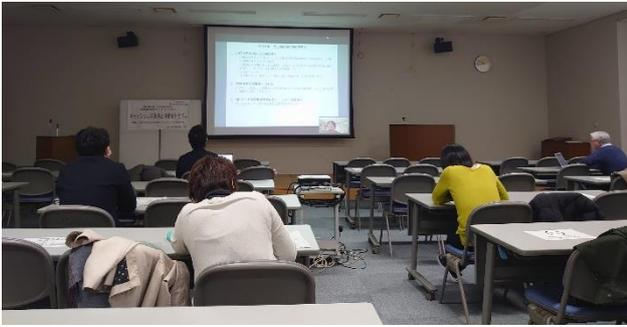
2月20日(土)10時30分から仙台弁護士会館4階ホールにおいて、山本国際コンサルタンツ合同会社代表山本正行氏を講師とし、「キャッシュレス決済と消費者トラブル」と題する講演会を開催しました。

当日は、新型コロナウイルスの感染防止対策のために、講師には会場にお越しただかず、Zoomを活用した講演会となりました。また、参加者も上記会場の他に、Zoomでの参加も併用し、会場18名、Zoom21名、合計39名が参加しました。

山本氏は、クレジットカード、電子マネー等あらゆるキャッシュレスサービスの仕組みやそれが絡む消費者問題に関する日本有数の専門家です。当日は、キャッシュレス決済関連制度とさまざまなサービスの相関関係、国際カード決済と決済代行会社等の当事者相互の関係、スマホ決済の仕組み、消費生活相談のポイントなどをイラストや対照表などを使用して分かりやすく解説をしていただきました。普段私たちが何気なく使用しているキャッシュレス決済がどのような仕組みで行われているかが理解できるとともに、いろいろなトラブルへの対処法(対処困難な場合も含めて)も知ることができて、非常に有意義な機会でした。



講演中の様子



会場の様子

キャッシュレス決済は、今後ますます社会に普及していくことが予想されますが、それに伴い消費者トラブルも複雑・多様化していくおそれがあります。本日の講演はこのようなキャッシュレス決済の基礎や全体像を学ぶよい機会となりましたので、引き続き決済関連制度に関わる問題に関心を向けていこうと思います。

■2020 年度第 5 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

1 月 18 日 (月) 18 時 30 分から、仙台弁護士会館において、2020 年度第 5 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 16 名が参加しました。

今回は、「企業の『ポイント』付与サービスにおける『ポイント』の法的性質」をテーマに、青森中央学院大学の丸山愛博教授が講義を行いました。本講義では、企業の付与(発行)する『ポイント』に絞って講義がなされました。

はじめに、ポイントに関する現在の状況、また、ポイントの性質に応じた分類分け等の解説がなさ



講師 丸山愛博教授

れました。法整備の検討もなされたそうですが、法的な性質に振れ幅が大きいため、画一的な法整備はなされなかったとのことでしたが、トラブルの温床になりやすい原因として、企業側と消費者側におけるポイントに対する考え方の違いにあらうことが指摘された報告書・ガイドラインなどが紹介されました。

その後、ポイントについて考える上で、類似する「電子マネー」についても整理が必要とのこと、現在唱えられている法的性質に関する議論の紹介もなされました。

これらの議論を踏まえ、ポイントにも法的権利性があるか、という議論について、契約内容で定めるのを前提とし、ポイント規約の有無や当該規約の中に権利性をうかがわせる規定などがあるかといった形式面や、ポイントを広告に利用していたり、長い期間運用しているか、ポイントの発行数の多寡などの実質面が、法的権利性の有無の判断の材料となるだろう、ポイントの決済手段的性格が強くなっている昨今、一部債権的性質を有しているものと評価して良いポイントもあるのではないかと、との見解も紹介されました。

意見交換では、仮にポイントを発行していた会社が破産した場合、破産手続において、ポイントをどのように扱うべきか、今後は慎重な判断が必要ではないか等といった意見交換がなされました。

次回は、3 月 22 日 (月) 18 時 30 分から、「消費者から見るオンライン上の紛争解決制度(ODR)」をテーマに、東北大学の今津綾子准教授が講義を担当して開催します。

■無料電話相談会を行いました

1月19日から2月16日まで、毎週火曜日の13時から16時までの計5回、無料の電話相談を実施しました。ネットとうほくに所属する弁護士・消費生活相談員が担当となり、皆さまから寄せられたお困りごとに回答しました。毎回好評で、合計22件の相談が寄せられました。

相談内容としては、コロナの影響によって結婚式の規模を縮小しなければならないが、そのキャンセル料が高額ではないか、といった新型コロナウイルス流行に関連する相談や、いわゆるお試し定期購入を契約してしまい、キャンセルできないか、



生中継直前の男澤弁護士

などといった従前から寄せられていた相談に関するものなど、多種多様な相談がありました。

なお、初回には、NHK仙台局の録画取材、2回目には同局の生放送での取材がありました。いずれも、男澤弁護士が対応しました。NHKの放送を見て電話をしました、という方も多かったように思います。

当団体では、好評だったため、来年度においても定期的にこのような相談会を実施したいと考えており、現在検討中です。



NHK 仙台取材の様子



■会員の皆様へのお知らせ ～2021年度通常総会～

ネットとうほく 2021年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに2021年度の活動計画を決定する大事な総会です。新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で開催いたしますので、是非ご参加下さい。詳細は5月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。

総会終了後には、差止請求訴訟の報告や、関係団体の活動報告・意見交換を行う予定です。

日 時：2021年6月19日（土）10:00～12:00

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！
～お近くの消費生活相談窓口につながります～

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の高橋芳代子弁護士です。

検討委員の弁護士の高橋芳代子です。

先日、友人の結婚披露宴に呼ばれ、参列してきました。その友人の結婚式は、当初は昨年の6月に行われる予定だったのですが、新型コロナウイルスの影響下で、延期となっていました。ようやく延期になっていた結婚式を挙げることができ、私たち参列者も、嬉しい気持ちで参列しました。

とはいえ、未だ感染者も多く、他県への移動等は難しい時期です。そのため、披露宴では、会場へ行けない参加者と Zoom をつないでの遠隔地参加もあり、お酌は感染防止のため行わない等、様々な対策がとられていました。

披露宴中、料理は振る舞われていましたが、欠席となった方や遠隔地参加に切り替わった方がいたからでしょう、数人で囲んでいる円卓に、欠席者の分のお料理が、「よろしければどうぞ」と数名分運ばれてきました。

友人が挙式の契約をした時は、コロナ禍が発生する前でしたが、このような状況になり、挙式自体のキャンセルはもちろん、参列者の人数変更が発生しているのが現状だと思われます。



結婚式場のキャンセル料については、高額のキャンセル料が発生する条項があるケースも存在しています。挙式が行われないことで実際に発生する結婚式場側の平均的な損害以上のキャンセル料が請求されている場合、消費者契約法9条1号違反であるとして、申し入れが行われる事案もあります。

その料理は、おそらくキャンセルできないか、1人分キャンセル料を取られてしまうから振る舞ってしまったんだろうな。不当な約款ではなかったんだろうか、と少し心配になりましたが、晴れの日にそのような質問を新郎新婦にするわけにもいきませんので、円卓を囲んでいた新郎の友人一同で美味しくいただきました（新郎は弁護士ですので、多分杞憂です）。

コロナ禍の下、私たちの生活で消費者問題がさらに身近な問題になっています。ネットとうほくの活動が消費者被害の発生の予防につながれば、と思います。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp